

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【速報版】

会議の名称	令和8年第1回取手市議会定例会			
招集年月日	令和8年 2月27日			
招集の場所	取手市議会議場			
開会及び閉会日時並びにその宣告者	開会	令和8年 2月27日午前10時00分	議長	山野井 隆
	閉会	令和8年 3月19日午後 時 分	議長	山野井 隆
会議録署名議員の氏名	3番	岡口すみえ	4番	古谷貴子

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和8年 2月27日

1番	長塚美雪	12番	小堤修
2番	本田和成	14番	落合信太郎
3番	岡口すみえ	16番	金澤克仁
4番	古谷貴子	18番	山野井隆
5番	杉山尊宣	19番	染谷和博
6番	佐野太一	20番	佐藤隆治
7番	海東一弘	21番	入江洋一
8番	根岸裕美子	22番	赤羽直一
9番	久保田真澄	23番	遠山智恵子
10番	鈴木三男	24番	加増充子
11番	関川翔		

令和8年第1回取手市議会定例会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 2月27日午前10時00分			議長	山野井 隆	
	散会	令和8年 2月27日午後 1時25分			議長	山野井 隆	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出欠 等の別	議席 番号	氏 名	出欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	蛭 原 康 友		

令和8年第1回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和8年2月27日（金）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第3号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第8号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第9号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第12号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）

議案第13号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）

議案第14号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第16号 令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第17号 令和8年度取手市一般会計予算

議案第18号 令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

議案第19号 令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

議案第20号 令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号 令和8年度取手市介護保険特別会計予算

議案第22号 令和8年度取手市競輪事業特別会計予算

議案第23号 令和8年度取手市地方公平委員会特別会計予算

日程第7 同意案第1号 取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について

日程第 8 同意案第 2 号 取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意
について

日程第 9 委員会提出議案 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について
第 1 号

日程第 10 市政に関する一般質問
①染谷 和博 議員
②海東 一弘 議員
③久保田真澄 議員

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 3 号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 12 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 13 号 令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 14 号 令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 15 号 令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 16 号 令和 7 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第 17 号 令和 8 年度取手市一般会計予算

議案第 18 号 令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

議案第 19 号 令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 20 号 令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 21 号 令和 8 年度取手市介護保険特別会計予算

議案第 22 号 令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算

議案第 23 号 令和 8 年度取手市地方公平委員会特別会計予算

日程第 7 同意案第 1 号 取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について

日程第 8 同意案第 2 号 取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意
について

日程第 9 委員会提出議案 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について
第 1 号

日程第 10 市政に関する一般質問

①染谷 和博 議員

②海東 一弘 議員

③久保田真澄 議員

令和8年第1回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	2月27日	金	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 一般質問（染谷・海東・久保田議員）
2	2月28日	土	休会		
3	3月1日	日	休会		
4	3月2日	月	本会議	午前10時	一般質問（小堤・岡口・鈴木・古谷・加増議員）
5	3月3日	火	本会議	午前10時	一般質問（佐藤・関川・長塚・杉山・落合議員）
6	3月4日	水	本会議	午前10時	一般質問（根岸・本田・遠山・佐野・赤羽議員）
7	3月5日	木	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	3月6日	金	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	3月7日	土	休会		
10	3月8日	日	休会		
11	3月9日	月	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
12	3月10日	火	休会		議事整理日
13	3月11日	水	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
14	3月12日	木	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査常任委員会
15	3月13日	金	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査常任委員会
16	3月14日	土	休会		
17	3月15日	日	休会		
18	3月16日	月	委員会	午後1時	一般会計予算・決算審査常任委員会
19	3月17日	火	休会		議事整理日
20	3月18日	水	委員会	午前10時	議会運営委員会
21	3月19日	木	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

議事の経過

午前 10 時 00 分開会及び開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で、定足数に達しております。よって、令和 8 年第 1 回取手市議会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより、本日の議事日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。今定例会における会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、岡口すみえさん及び古谷貴子さんを指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（山野井 隆君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日から 3 月 19 日までの 21 日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 3 月 19 日までの 21 日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、サイドブック스에登載したとおりであります。

日程第 3 諸般の報告

○議長（山野井 隆君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、閉会中に行われました一部事務組合議会の報告については、サイドブック스에登載したとおり、常総地方広域市町村圏事務組合議会について赤羽直一君から、茨城県南水道企業団議会について染谷和博君から、龍ヶ崎地方衛生組合議会について杉山尊宣君から、取手地方広域下水道組合議会について佐野太一君から、利根川水系県南水防事務組合議会について関川 翔君から、取手市外 2 市火葬場組合議会について小堤 修君から、茨城県後期高齢者医療広域連合議会について私、山野井 隆から報告がありました。

次に、採択した請願の処理経過につきまして、サイドブック스에登載したとおり報告がありました。

最後に、今定例会から、本会議の傍聴については、傍聴人受付カードへの記入手続を廃止いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第4 | 議案第3号 | 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第4号 | 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第5号 | 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第6号 | 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第7号 | 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第8号 | 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第9号 | 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第10号 | 取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第11号 | 取手市手数料条例の一部を改正する条例について |

○議長（山野井 隆君） 日程第4、議案第3号から議案第11号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議題につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第3号から議案第11号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、議案第3号から議案第11号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は3月5日に行います。

- | | | |
|------|--------|----------------------------------|
| 日程第5 | 議案第12号 | 令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号） |
| | 議案第13号 | 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第14号 | 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第15号 | 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| | 議案第16号 | 令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号） |

○議長（山野井 隆君） 日程第5、議案第12号から議案第16号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第12号から議案第16号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、議案第12号から議案第16号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は3月5日に行います。

日程第6 議案第17号 令和8年度取手市一般会計予算
議案第18号 令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第19号 令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号 令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 令和8年度取手市介護保険特別会計予算
議案第22号 令和8年度取手市競輪事業特別会計予算
議案第23号 令和8年度取手市地方公平委員会特別会計予算

○議長（山野井 隆君） 日程第6、議案第17号から議案第23号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第17号から議案第23号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、議案第17号から議案第23号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は3月5日に行います。

日程第7 同意案第1号 取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について

○議長（山野井 隆君） 日程第7、同意案第1号、取手市教育委員会教育長の選任に関する同意についてを議題といたします。ただいま議題となっております議題につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。同意案第1号について、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、同意案第1号について、会議規則

第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について、疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第 1 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、同意案第 1 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第 11 条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に、表決には条件を付けることができないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。同意案第 1 号、取手市教育委員会教育長に選任する——の選任に関する同意について、反対討論いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 21 条、教育委員会の職務権限は、「当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する」とあります。その一、「教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること」を職務権限に定めています。この条文の中の教育機関は、もちろん図書館が含まれています。昨今、学校教育・社会教育における教育委員会及び教育機関の役割が一層増しています。この同意案の当事者、教育長は選任されて約 2 年です。当時は、図書館等複合公共施設整備方針が 3 月 15 日号の取手市広報に突然公表された時期であります。市民は「寝耳に水」と受け止めたばかりか、図書館関係者からも驚きの声が上がりました。この基本構想について、市民の皆さんからは、市長のトップダウンのやり方への批判が上がリ、併せて、教育委員会の所管である図書館を西口再開発ビル内に移設するという方針について、関係者の中から「初めて聞いた」という声も上がるなど、図書館を所管する教育委員会への批判も上がりました。学校教育に長年携わり、その能力と経験が買われ、教育長に就任された 2 年間？ 2 年目？ の時期でもありました。しかし、今回の図書館基本構

想においては、教育長としての果たすべき役割が果たされなかったと言わざるを得ません。図書館等複合公共施設整備方針に対し、その1つは、市民の会の皆さんが教育委員会教育長宛てに、図書館を核とした複合公共施設の整備に関する説明会・懇談会開催を要請しました。それに対し、教育長の回答の一部を改めて読ませていただきます。「今後、都市整備部におきまして、複合公共施設の検討作業が進捗し、基本構想案がまとまりましたら、パブリックコメントを実施する予定であり」と書かれ、また、都市整備部によりますと、「現時点の検討状況は、説明や懇談を行う段階に至っていない」とのお答えでした。まるで都市整備部の所管であるかのごとく、自らの職務権限を放棄するような御回答でした。さらにもう一つ、教育委員会定例会での本件に関する請願審査の中での教育委員会幹部職員の発言で、「この問題について、法令上、教育委員会の意見を聴くなどの手続は必要とされておらず、手続には落ち度はありません。市長が教育委員会の意見を聴く手続を法令で求められているのは、図書館の位置を定める条例の改正案を議会に提出するときだけ」と、法令上、間違った——誤った答弁でした。地方教育行政法第29条、教育委員会の意見聴取、及び第30条、教育機関の設置について、明確に教育委員会の職務権限が規定されています。そこには、「教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」。また、学校、図書館、博物館、公民館などを設置するなど、法令に定められた教育委員会の職務権限を正しく理解せず、誤った発言をしてはばからない教育委員会総会を運営する議長を務める教育長の責任は重大です。図書館等複合公共施設整備方針に関し、教育委員会の所管事務の不作为という事態は改善される——されているとは言えません。図書館をはじめ公共施設は市民のためにあるものであり、それらを所管する、とりわけ教育行政には民主主義を貫くことが求められます。

以上のことから、本件同意案件に反対いたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

以上で討論を終わります。

これから、同意案第1号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

[入室コードを議員が入力]

○議長（山野井 隆君） 全員の入室を確認しました。

同意案第1号、取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について、石塚康英氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、同意案第1号については、石塚康英氏の選任に同意することに決定しました。

日程第8 同意案第2号 取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意

について

○議長（山野井 隆君） 日程第8、同意案第2号、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意についてを議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。同意案第2号について、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、同意案第2号について、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、同意案第2号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから同意案第2号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

同意案第2号、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について、岡田儀春氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第2号については、岡田儀春氏の選任に同意することに決定しました。

日程第9 委員会提出議案 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について 第 1 号

○議長（山野井 隆君） 日程第9、委員会提出議案第1号、取手市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、金澤克仁君。

〔議会運営委員長 金澤克仁君登壇〕

○議会運営委員長（金澤克仁君） 金澤です。委員会提出議案第1号、取手市議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由は、委員会の会議を傍聴する際に、傍聴人受付カードに記入し受付箱に投入する手続を不要とするため、本条例の一部を改正するものです。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、ただいま議題となっております委員会提出議案第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託しません。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、委員会提出議案第1号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

委員会提出議案第1号、取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第10、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第62条第1項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せ

どおりに、答弁を含み1人60分以内です。また、1回目の質問は30分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

初めに、染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） 皆様、おはようございます。まさか、こんな早くに登壇するとは思ってもおりませんで、11時頃かなと思ってたんですけど。こうなりますと、私が頑張れば午前中、海東議員にまで回ってしまうという——頑張らなくても回っちゃいますね、ということで2人終わるということですので、頑張ってやってまいりたいと思います。

2月23日の月曜日ですが、「茨城シクロクロス第4戦GALFER presents 取手ステージ」が開催されました。黒澤副市長にも来ていただきました。大変ありがとうございます。また、まちづくり振興部・建設部の皆様にもいろいろお世話になりました。ありがとうございます。今年も460名の選手が参加されました。何と、あの「弱虫ペダル」の作家の先生も参加されておまして、意外と遠くじゃないところなので、取手まで自転車で走ってきて、自転車でレースに参加して、自転車で帰られるという、すごいハードスケジュールをこなしておりました。また、私の知り合いのお嬢さんも今年出られまして、10位でめでたく完走されまして、来年優勝の期待が持てるんですけども、何とか頑張っただけでほしいなと。「できたら取手一高に入ってね」と言ったら、「うん」と言っていたんですけど、小学生ですので、毎年毎年言っていけばそうなるかなと期待しております。また、2030年にはフランス、アルプスで行われる冬季オリンピック競技に、シクロクロスが追加されるという報道がなされております。これかなり濃厚のようで、オリンピック競技になるのではないかと。なぜ冬なのかということなんですけども、雪のないところで恐らく競技をすることになると思うんですが、もともとロードレースの選手のシーズンオフのトレーニングの一環として始まったのが始まりで、そこからレースに発展しておりますので、ぜひとも、このシクロクロス取手ステージで走った選手がオリンピック代表になればと思っただけで期待をしております。また、いつか私もレースに出たいなと思ってるんですけど、年々体力が衰えておりますので、それがかなうかどうか分かりませんが、また頑張っただけでまいりたいと思います。

それでは、一般質問に移らせていただきます。高齢者あんしんサポート事業は、単身高齢者の増加に伴い、身元保証・日常生活支援・死後事務など、包括的に提供する体制の構築が進んでいます。2024年から2025年にかけて、厚生労働省による新制度の創設や、各自治体での独自の取組が活発化しています。事業の主な内容として、高齢者が地域で安心して最期まで暮らせるよう、次の支援が行われております。身元保証支援、医療機関への入院や施設入所時の保証人代行、日常生活支援、見守りや相談対応、意思決定のサポート、死後事後サービス、葬儀、火葬、納骨、遺品整理、公共料金の解約手続などです。全国的な普及状況と市場は、自治体や民間の見守りサービスを含めた現在の利用状況は約2.2から3%と、潜在的ニーズに対してまだまだ限定的です。個人向け見守りサービスは、21

年時点で約 44 億円と拡大傾向にあります。厚生労働省は、身寄りのない高齢者が支援の隙間に落ちないように、2025 年度に向けて新たな支援事業の創設やガイドラインの策定を進めております。多くの自治体が社会福祉協議会と連携して事業を展開しております。まず初めに、頼りになれる親族がいないひとり暮らしの高齢者に対する支援等について、お伺いいたします。

〔19 番 染谷和博君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの染谷議員の御質問にお答えいたします。少子高齢化社会におきまして、全国的にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も——先ほどおっしゃっていただいたように増加しております。取手市におきましても、住基上のひとり暮らしの高齢者は、令和 6 年 3 月 31 日には 8,667 人だったものが、令和 7 年 3 月 31 日には 8,936 人、高齢者のみの世帯数も、令和 6 年 3 月 31 日、2 万 1,820 人だったものが、令和 7 年 3 月 31 日には 2 万 2,030 人と、増加傾向にあることは認識しております。取手市におきましては、介護保険サービス以外にも、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して様々な福祉サービスを事業として展開しております。緊急通報システム設置事業や安否確認を兼ねた配食サービス、また愛の定期便事業やあんしんコール等、見守りを兼ねた事業を行っております。また今年度には、ふだんの仕事や生活の中で高齢者の皆さんを見守っていただく見守りネットワークを構築し、40 事業者の皆様の御協力、そして市内居宅介護支援事業者 17 事業所にも御協力をいただいております。さらに、包括支援センターにおいては独居高齢者世帯に対する訪問、民生委員による独居者への訪問により、その方の生活状況の確認や必要な情報を提供し支援につなげているほか、認知機能の低下により日常生活に問題があるも、頼れる親族や身寄り等がない場合には、本人の財産と生活を守るために成年後見制度の市長申立ても行っております。相談機関としましては、市が成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用を図ることを目的とした、中核機関の一部を委託している社会福祉協議会の成年後見サポートセンターと地域包括支援センターが現在相談窓口となっております。今後の課題といたしましては、支援を必要とする高齢者が増加すること、また問題が複雑化し解決に時間や手間がかかること、このようなことを想定しております。以上となります。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） どうもありがとうございます。切替えお願いいたします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） これ、笠間市ですね。笠間市は安心サポート事業というのをしております。頼れる親族等がないひとり暮らしの高齢者に対して、相談支援、入院時の身元保証機能の提供、入退院時の生活支援及び死後の処遇に対する支援等を行っております。

これがそのチラシなんですけども、どんなことをしているか。相談、面談、申込み、利用調整会議と公正証書遺言の作成までしております。そして——さすがに、これ有料じゃありません。——ごめんなさい、無料じゃありません、有料になるんですけども、そんなすごい金額がかかるかなというほどではないような事業になっております。これが、よくある質問とかが書いております。このような、かさま安心サポート事業のような事業は必要かどうかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。日常より高齢化に関わる問題点などについて考えていただくために、高齢福祉課では、いわゆるエンディングノートである未来ノートを発行し、御自身のこれまでとこれからをまとめ、残りの人生を充実して過ごしていくためのきっかけとなるよう支援を行っています。あわせて、今後は終活を行う際に必要となる手続や関係機関などを詳しく記載した終活便利帳の発行も準備しています。しかし今後は身元保証問題、金銭管理、死後の手続まで多岐にわたる問題に対し、不安を感じる方が増えてくる中、身寄りがいない、家族がいても頼れる人がいない状況にある高齢者の意思決定を支援する仕組みづくりと行政のサポートが重要であると考えております。取手市においても、他自治体において終身サポートを社会福祉協議会に委託したり、一定の基準を満たすと申出のあった死後事務サービスを提供する法人名簿を公開しているなど、様々な情報提供や相談体制の整備が行われていることを確認しています。引き続き、相談機関である社会福祉協議会や地域包括支援センターにおいて、生活の不安や困り事等の窓口相談窓口となり、様々な関係機関と連携し、安心した生活を送れるよう支援をしていくとともに、他事例の費用対効果なども検証していきたいと考えています。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 高齢になりますといろいろな問題が発生いたしまして、一番多いのが入院時、おひとり暮らしで身寄りがいないとなると、誰も同意する人がいない。御本人の意識があればいいんですけど、ないときにどうしたらいいんだとかいろいろありますので、なかなかこの笠間のような感じで構築していくのは大変だと思いますが、ぜひともやっていていただきたいなというふうに思っています。

また横浜市は、終活情報の事前登録というのをしております。昨年11月から、身寄りのいない高齢者のもしものときに備え、かかりつけ医や緊急連絡先などの情報を本人が市に事前登録する、ヨコハマあんしん登録を始めました。同事業は、かかりつけ医療機関、エンディングノートや遺言・保管場所、本籍地・筆頭者、葬儀、納骨に関する連絡先などの情報を登録しておくことで、万一の際に、警察や消防、医療機関に——医療機関からの照会に対して市が開示します。例えば救急で本人に意識がない場合も、救急隊員が駆けつけた際に、登録情報を基に既往症や服用薬といった内容も把握でき、迅速な対応につながられます。対象者は市内に住民登録のある65歳以上で費用は無料ですって。この65歳以上というと私も当たるんですけども、そういう感じになっております。すみません。切替

えをお願いします。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） これが横浜市イメージ図——登録者がいて市のほうに登録をしていただくと、もしものときに市から情報提供ができるということで、これですと先ほどの笠間に比べましてかなり簡易的で、そして有効性があると思うんですが、この辺についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 様々な事例のほうを御紹介いただきましてありがとうございます。先ほど課長のほうからも答弁させていただきましたが、今後もこのような他の事例などを丁寧に参考にさせていただきながら、取手市において最も見合ったサービスの提供、どのような形がふさわしいかということなどを、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 国会におきましても、新たな法改正ということに今入っているということです。頼れる身寄りのない高齢者への支援を盛り込んだ、社会福祉法などの改正案の概要が判明しまして、主に家族が担ってきた金銭管理や入院・入所の手続、葬儀といった死後事務に対する支援を新たに第二種社会福祉事業と位置づけ、相談体制も整備していくようです。厚生労働省の社会保障審議会(福祉部会)が昨年12月に取りまとめた報告書では、家族や親族らが担ってきたと考えられる入院・入所手続や死後事務の支援がないことで、必要なサービスの利用など困難な場合が生じていると指摘して、経済力が十分でなくても利用できるよう、利用者の一定以上が無料または低額で利用できる事業にする必要があるということです。今後これ自治体がやっていかなきゃいけない事業かなと思っております。また、今回なぜこの一般質問をしたかといいますと、やはり身寄りのない高齢者の方がいろいろ調べたら、笠間はやってるけど取手はやってなくて、県内もほとんどなかったということで、今はお元気なんですけども、大変心配されておりますので、ぜひともこういう事業をできるようにお願いしたいなと思っております。

それでは次に移らせていただきます。ヤングケアラー支援条例制定と支援の強化についてお伺いいたします。初めに、支援を必要としているヤングケアラーの早期発見と、市としての取組です。私、令和4年第2回定例会、令和3年第1回定例会で一般質問しております。令和1年——令和3年第1回の——昨年の答えでは——答弁では、「ヤングケアラーである児童は15名おります」とありました。けど、「その方は皆さん解消されたという認識でよろしいんでしょうか」と私が質問したところ、「前回答弁させていただいたお子さんたちなんですけども、施設入所であったりですとか、あとはケアしていた親御さんへの公的なサービス導入、あとは本人との聞き取りによって解消しております。現在、要保護児童対策地域協議会で登録されているお子さんの中に、現時点ではヤングケアラーと思われるお子さんはいません」というような答弁でした。切り替えをお願いいたします。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19 番（染谷和博君） これ、ヤングケアラーに関する条例を制定している自治体でございます。そんな多くないです。35、もしかしたらもうちょっと増えてるかもしれないんですけども、この中で5番目の茨城県、かなり早く制定されたんですけども——実は、本人はおっしゃらないですけど、中村市長が県議時代に中心になって議員提出ですよ。で、この条例をつくられて——かなり苦勞してつくられた。まだほとんど先例もないとこでやられてますので、市長にも何らかの思い入れがあるかなんて思っておりますけども、こういうところで早く茨城県はやっていたということです。

そして、これですね、ヤングケアラーの家族のためにやっている例ということで、これも前回は出ささせていただきました。たくさんあります。本当に「障がいや病気のある家族に代わり掃除・洗濯・料理などの家事をしている」とか、「障がいや病気のある兄弟の世話や見守りをしている」「日本語が話せない家族のために通訳をしている」「アルコールなどの問題を抱えている家族の見守りや世話をしている」とかいろいろございます。これに当たってる子どもたちは大変多いのかなと思っております。ヤングケアラーの支援の強化における主な課題は、潜在的な対象者の発見と他機関関連による継続的な支援体制の構築に集約されます。それでは相談体制がどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、染谷議員の御質問に答弁させていただきます。家族のケアを日常的に担う子どもたちは、その状況を、家族を助ける当たり前のことと捉え、自らが支援の対象であることに気づかないケースが少なくありません。教育委員会といたしましては、こうした声なきSOSをいち早くキャッチし、適切な支援につなげることが極めて重要であると認識しております。具体的な取組といたしまして、まず、早期発見のため、市立の小中学校の全児童生徒を対象とした生活アンケートを毎月実施しております。生活習慣の変化や悩み事を多角的に把握することで、SOSを出しにくい子どもたちの小さなサインを見逃さないよう努めているところでもございます。あわせて、子どもたちが自らの状況に気づき、主体的に助けを求められる環境づくりにも注力しているところです。1人1台タブレットパソコンのデスクトップに直接相談窓口につながるアイコンを常時表示させ、心理的なハードルを下げ、いつでもSOSを発信できる仕組みを構築しているところでもございます。

さらに、全児童生徒へ配布している啓発カードやリーフレットでは、具体的なヤングケアラーの事例を分かりやすい言葉で紹介し、自分だけではないこと、周囲に頼ってよいことを繰り返し周知しております。今後も、学校現場でのきめ細やかな見守りと相談しやすい環境づくりの両面から、関係部局と関係機関と密接に連携し、全ての子どもが健やかに成長できる環境を構築していきたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それでは、ちょっとお伺いしたいんですけども、現時点で、取手市内小中学校生の中でヤングケアラーと疑われる事例はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 染谷議員の御質問に答弁させていただきます。現時点で、小中学校でヤングケアラーとして報告を受けているもの、これは1件もございません。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 1件もない——いいことなんですけども。何となく全国平均とかそういう数字を見ると、なぜ取手市だけゼロなのか。いるのに把握できてないのかとか、その辺考えちゃうんですけども、何らかの通報があるとか、そういう制度というのはあるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。子どもたちには、まず月1回のアンケート、これを徹底して行っております。また、1人1台タブレットの中には、もう本当にデスクトップにこうクリックすれば相談できるような、そういった体制も整えております。こちらの——結構、子どもたち、いつでもどこでも相談できるということで、当然、ヤングケアラーに関する相談ではなくいろんな相談が入りますが、そういった環境は整えながら、早期発見できるように取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ヤングケアラーの支援強化、これは大変課題で、18歳未満の子どもについては、学業や心身の発達への影響が深刻であり、強化が急務ということです。早期発見の体制というのを構築しなければいけなく、家庭内の問題が表面化しにくいいため、学校や医療機関・地域が連携して気づく仕組みづくりが必要と。多機関連携の複雑さもあります。教育ですね、学校・福祉・介護・障がい・医療など、管轄を超えた情報共有と役割分担の調整が難航しやすいというのもありますし、また、本人の意向と家族の理解というのもありまして、子ども自身の「家族を助きたい」という気持ちは尊重しつつ、過度な負担を軽減するために、家庭全体の理解を得るアプローチが求められております。また、ヤングケアラー支援に関する学校支援——学校現場での限界もあります。学校現場は発見の最前線ですが、深刻な課題があり、教員の多忙化と専門知識の不足なども挙げられております。いじめや不登校対応、ICT教育など課題が山積みする中で、ヤングケアラーに特化した研修や気づき・問題を「確認する」ことは、なかなか困難ではないかと思っております。子どもの「相談しない・できない」心理というのがありまして、大阪府の調査では、世話をしている生徒の約7割が「相談経験がない」と回答してます。家庭内の問題は恥ずかしいと感じたり、自分がケアラーである自覚がなかったりするため、通常の相談窓口だけでは機能していない。また学校内の居場所の欠如、宿題をする時間や友達と過ごす

時間が削られている子どもに対して、学校内でたわいのない話をしながら家族のことをふと漏らすような、ハード・ソフト面での居場所づくりが求められております。これらを踏まえて、今、学校内でどのような形でヤングケアラーかなと思われる方を発見するのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。染谷議員おっしゃるとおり、子ども自身が自分がヤングケアラーかどうか、そういったことについて気づいていないという状況もあるかと思えます。そういったところで学校現場では、ヤングケアラーについて定期的に周知徹底しているところです。

〔指導課長 丸山信彦君資料を示す〕

○指導課長（丸山信彦君） 実は先日、こども庁のこういったポスターもありまして、これを学校掲示することにもなっております。いろんな形でそういった周知をしながら、子どもが相談できるような体制を整えているところでございます。本市におきましては、先ほども申し上げましたが、ヤングケアラーのみならず、子どもたちが相談しやすい体制を整えること、それから、そういった相談しやすい教職員集団をつくること、そういったことを目指して今後も取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） なかなかいいポスターだけど、漢字が多くて、ちょっとあれかなと——低学年の子にはちょっと分かりづらいかなんていう感じはするんですけど、なかなかいい感じのポスターであると思いますので、しっかりその辺を子どもたちに教えてあげたいと思います。

また先日、ちょっと教育長のところに歯医者先生と一緒に御訪問させていただいたときに、歯医者先生には学校医もやっていただいております。で、2人の先生とお話ししたんですけども、取手の小学生は非常に歯がいいと。とんでもない歯の状態の人——子どもは全然ないよということを言われておりまして、ということは、ネグレクトとかないとか、やはりこういうヤングケアラーが少ないということは、そういうところを見ても分かるのかなという感じもいたしますので、ぜひとも子どもたちが、自分がヤングケアラーなんだよと分かる状況をしっかり教えていただきたいと思います。

次、支援の切れ目の解消ということで、高校卒業後、18歳になると支援が切れないう若者ケアラーへの円滑な引継ぎが課題となっております。支援の継続を阻むのが18歳の壁と言って、ヤングケアラーが18歳を迎え高校を卒業するタイミングで支援が途絶える問題が深刻です。管轄の移行に伴う空白、子どもとして教育、児童福祉の枠組みから成人として一般福祉や介護保険の枠組みへ移行する際、情報が引き継がれず、孤独なケアに逆戻りするリスクもあります。キャリア形成の長期的な悪影響ということで、学業の遅れや部活動の断念、将来の進学、就職先の選択肢を狭め、貧困の連鎖を招く懸念があります。18歳から20歳の層は、児童福祉法上の子どもから大人への移行期間に当たり、支援の空白地帯に陥りやすい非常にリスクの高い世代です。ヤングケアラーから若者ケアラーへの

変化があります。社会的には大人とみなされるため、家族を支えて当然という周囲の圧力が強まり、ヤングケアラー時代よりも苛酷な労働や介護を強いられるケースが増えております。また、キャリア形成の致命的な遅れを招きます。同世代とのギャップ、友人が自由を謳歌する 20 歳前後に自由がない状況に置かれることで、強い疎外感や、自分の人生を歩めていないという自己肯定感の低下を招きます。この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 染谷議員の御質問に答弁いたします。まず、こども相談課と保健センターのほうにこども家庭センターを設置しておりまして、それに伴いまして、要保護児童、要支援児童、ヤングケアラー、発達に支援が必要な児童とその家族等に対し、サポートが必要な対象者への相談支援を進めているというところでもございます。今、御質問にございました 18 歳の壁というところでございますが、ヤングケアラー支援における自治体の役割としましては、子ども・若者育成支援推進法において、18 歳未満のヤングケアラーについては主に市町村が、また、18 歳以上については主に都道府県が対応するというようにされてはおりますけれども、年齢だけで支援を切り分けるということは、難しい面もあると考えております。例えば 18 歳未満の頃から市で支援を継続してきたケースであったり、また、18 歳以上の方が身近な市に相談にいらっしゃるケースなど、現状でも市としましては、年齢にとらわれず相談対応を行い、各種制度や、またサービスの所管へと丁寧につないでいるところでもございます。ヤングケアラー支援におきましては、自立に向けた移行期を含む若者期を切れ目なく支えることが重要であるため、本市といたしましては、必ずしも年齢のみで支援の対象を判断するのではなく、本人の意向やアセスメントなどを踏まえ、市が窓口となっている支援や制度の利用調整、地域資源へのつなぎなど、市として担うべき役割を果たしつつ、支援の主体が市から県に移行するという際には、本人の意向にも配慮をしながら、関係機関などとも十分に連携を取り、ヤングケアラーが年齢で支援のはざまに取り残されて孤立することがないように、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 18 歳になると市から県へと移行してしまうということですが、あまりヤングケアラーの把握ができてないようなんですけども、18 歳で移行する方というのは、毎年何人かいらっしゃるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） ご答弁申し上げます。現在、こども相談課のほうで、要保護児童対策協議会登録名簿に登録されている、虐待を主に主訴として登録した児童の家庭の調査をする中で何人か、この子はヤングケアラーのような仕事？状況？になってい

るんじゃないかと思われる子を発見する場合がございます、今現在そういった子どもたち、5人ほど見受けられます。小学生だったり、中学生、高校生も若干おりますけれども、少数おる状況で、家庭への支援、虐待防止支援とともに、ヤングケアラーの軽減ということで支援をしているところなんです。で、18歳に移行する年代の子どもということで、今まで携わってた子が18歳に移行という部分では、今のところ、ぎりぎりまだいない状況にはありますけれども、高校生の子1人おりますので、支援を始めたばかりですけども、継続して、本人の気持ちを大事に支援を継続しているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） しっかりやっていただきたいなと思っております。この間ちょっと本読みましたら、やはり大学生がヤングケアラーということでやっていて、そうしますともう就職にも、自宅から通えるところに行かなきゃいけない。アルバイトももちろんしないといけない。そしていろいろ、部活動はとんでもない、できない、野外活動もできないという状況で、かなり厳しいというようなことを言われてる本を読みました。で、今ちょっとお伺いしたところによると、小学生、中学生がいらっしゃるということで、教育委員会はいないって言うんですけど、それ、どういうことなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） ヤングケアラーということが主訴でまずは支援を始めたわけではなくって、こちらではネグレクトであったり、そういった家庭の問題があるということで家庭の聞き取りをしたり、親御さん、子どもの生活状況を確認する中で、「ん、これは、この子は幼い子の面倒見てるんじゃないかな」というのが感じられていて、私どもとしては、そこもなるべく軽減していきたいよということで、何か方法がないか——親御さんの指導ももちろんそうですけれども、考えながら、助言をしながら支援しているところですので、学校で直接拾ったものではなく、私どもがあくまでも虐待防止指導——支援をする中で発見されたということで、直接は把握されてないものだと思います。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 今お聞きしますと、せっかくそこで把握できたのを、教育委員会と情報共有ができていないというようにも感じるんですが、その辺はどっちなんでしょうね。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） こども相談課のほうでは、学校、保育所、幼稚園、子どもが所属する部署、直接と個別支援会議というものを随時行っております。その中で幾つかの課題の中に、この子がこういうこともしているよということは当然把握しながら、支援の検討を関係者みんなで共有して行っておりますので、学校とか所属部署には必ず共有をしております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ありがとうございます。共有している——そちらではなくて教育委員会のほうです。共有してるって言うのであれば、先ほどのヤングケアラーゼロとい

う数字はちょっとおかしいんじゃないかと思うんで、その辺はどうなってんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） やっぱり整理したほうがいいね。今2つ、話が違ってますから。答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 染谷議員の御質問に答弁させていただきます。こども相談課の人数と、先ほど教育委員会のほうでお答えさせていただいた人数の差異が出てしまっはおりますが、申し訳ありません。学校現場からそういった細かい、この子がヤングケアラーだという実数が教育委員会のほうには上がっていない可能性もあるかと思ひます。申し訳ありません。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 何かちょっとよく分かんないんですけども、福祉——こども部と学校との間では情報をきちんと共有してる。それをなぜ教育委員会が把握できてないのかというのはちょっと不思議なんですけど、その辺はどのようになってんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。先ほど小中学校でゼロという回答をさせていただきましたが、学校の中で上がってきた件数についてはゼロ件ということでの報告でございました。失礼いたしました。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 学校の中から上がったのはゼロだけども、こども部と共有したのが何件かあるということで、それに対して学校はどのような手段で指導しているのかお伺ひします。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。特に教育総合支援センターには、スクールカウンセラーソーシャルワーカー——すみません。スクールソーシャルワーカーですね、こういった職員もおりますので、これが学校と福祉をつなぐ中心的な役割を担う人物でござひます。こういったスクールソーシャルワーカーなどが家庭と——家庭の中に入りながら対応したというケースで解決していったということもござひます。以上でござひます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ちょっと分かりづらいですけど、今、数人いるんですよ。こども部の話だと、数人いらっしやって、その方に対して今どのようなケアをしているのかをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） そうした子どもたちへの対応としましては、例えばこども相談課のほうで支援としまして、幼い子を面倒見ているお子さんがいるということであれば、その幼い子を保育所に入所するように促して行って入所支援をしていくというような方法がござひます。そういったことを行っている経過はござひます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 何かすごい、さっきからかみ合っていない感じがするんですけども。ですから、現実、4人、5人いらっしやる中で、それは学校からは何のケアもしてないということになっちゃうんですけど——今聞いてると。それでよろしいんですかね。

○議長（山野井 隆君） 学校側は、いないという答弁をしていますので。それで、ただ、こども相談課のほうでは、いるという認識があるんです。この食い違いを説明してください。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 答弁させていただきます。学校の中で発見して、そして、こども相談課に報告したとか、そういった例は現在ございません、ということでございます。それで……。

○議長（山野井 隆君） それを「なし」と言っでは——どうなのでしょう。

染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） すみません。今、こども部で把握してる——例えば5人いるとします、小中学生が。その5人の名前を、教育委員会として、学校として、きちんと把握しているのかどうか伺いたします。

○議長（山野井 隆君） 共有しているんでしょう、だって。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 答弁させていただきます。要保護児童会議の中で、教育委員会関係者、学校関係者がそういった場に参加いたしますので、そういったところで共有をさせていただいているというところがございます。学校としましては当然、そういったお子さんがいる場合には、学校の中での声かけや、教育総合支援センターを中心とした支援、そういった形で現在行っているというところがございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ちょっとあれなんですけど——時間もないんで。できたら、総務でも福祉でもやっていただきたいなと思うんですけども。今の雰囲気ですと、情報共有できてないんじゃないかなというふうに感じます。これ多分、皆さん同じお気持ちだと思うんですけども、あらゆる手を使って発見して、それで解消していくというのをやっていかないといけないんじゃないかなと。——それが何かできてないというふうな感じがしまして、ぜひとも連絡体制をきちんと整えていただいて、その子一人一人が本当、子どもらしい生活が送れるようにしていただきたいと思いますので——これ、このままやると時間足りなくなりますので今回はこれで終わりにしますけども、もう本当にどういう体制かというのは、後ほどしっかり報告をしていただきたいなと思っております。

切替えをお願いします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） 栃木県です。ヤングケアラーの悩みに SNS で相談をしていくということをやっております。これが LINE ですね、LINE を使って。一応、僕も登

録したんですけども、いろいろ答えると問題になりますので、特に登録してどういうものかなというのだけ見せていただきました。ヤングケアラーは家族の介護や世話をしている子どものことで、栃木県が4年前に県内の小学生から高校生、合わせて5万2,000人を対象に行った調査では、「世話をしている家族がいる」と答えた割合が、小学6年生で12%、中学2年生で8.2%、全日制高校生で5%というふうな数字が上がっております。それに対応するためにこのようにいろいろなことがあるので、しっかり相談してくださいというようなことを言うております。これちょっと不思議なのが、年齢が上がるとパーセントが下がってくるというところがあります。こういうこともありますので、しっかり、まずヤングケアラーの子を発見する。発見したら各部署で情報を共有して、しっかり解消に向けていくということをやっていただきたいなと思っております。

では次に移らせていただきます。取手市が策定を進めている取手市地域公共交通計画では、人口減少や少子高齢化、既存交通網の非効率など主な課題が挙げられております。先日、取手市地域公共交通計画の素案というのが出まして、読もうと思ってプリントアウトしたらいつまでも終わらないのでびっくりしたんですけど、こんなにありまして、見た瞬間に読むの嫌になったんですけど、取りあえず全部目を通させていただきました。人口減少と高齢化の進行で、人口減少が進んで高齢化が上昇することで移動困難者の増加が懸念されてます。また、既存交通網の非効率ですね。路線バスとコミュニティバスの運用区間が重複している箇所があり、効率化が求められていたり、コミュニティバスに対しての不安というのは——不満というのは非常に聞きます。市民からルートの分かりにくさや便数の少なさ、所要時間やバス停までの距離に関する不満が挙げられております。また、公共交通の維持には不可欠な運転手などの担い手の確保も課題となっております。取手市では、高齢者や障がい者など移動制約者の外出を支援するため、既存の公共交通改良に加え、タクシー料金の助成やNPO等による移送サービスの充実が進められております。

切替えをお願いいたします。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） 地域公共交通計画についてということで、新たな移動手段を考える集いのときに都市計画課に作っていただいた資料になります。これによりますと、関東鉄道さんとか、やはり便が減っております。コミュニティバスもやはり限界があるというようなことになってます。そして市民アンケートの集計からで、日常生活の移動の困難の有無ということで、「いつも困ってる」5.2%、「たまに困っている」13.5%と、意外とここは少ないのかなというように気がいたしました。そして、地域ですね。1位の戸頭から5位の本郷まで、こういうところが非常に移動に「いつも・たまに困っている」ということです。また、「いつも・たまに困っている」ということの藤代地域、こちらのほうも非常に多いのかなと——公共交通がないところが多いので多いのかなというように感じがいたしました。また、市民アンケートの集計ということで、「今後5年後、10年後不安を感じている」ということはやはり44%とか、70歳以上だと60.8%が不安に思っているということで、私もあと10年たつと75歳ですからやはり不安を感じております。そし

て地区ヒアリングの結果ですね、いろいろあります。「コミュニティバスを増やしてほしい」とか、「団地内の入り組んだところにバス停が欲しい」とか、「地域——地区では高齢単身世帯が増加しているのでその移動手段が必要」とか、「免許返納を考えている」、いろいろありますね。近所で乗せてってくれるという方もいるけど、毎回だと本当申し訳ないなというような気持ちもありますし、タクシーなんかも、今、迎車をお願いするとそれだけで400円かかるので、取手市内ちょっとした移動でも2,000円以上かかってしまう、3,000円ぐらいかかってしまうというような状況で、本当に移動するのが大変な状況にあります。で、マイカーの——マイカーで移動ができない高齢者が急増しておりますし、公共交通事業者の経営というのはかなり厳しくなっております。コミュニティバスを拡充するといっても、バスを増やすというのは大変です。各地域で高齢者に合った移動手段が求められてるということで、新しい交通手段というのをつくらなきゃいけないのかなというふうに思っております。

まず初めに、取手市地域公共交通計画に対してパブコメの意見、どのようなものがあつたかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。昨年の12月1日から1月5日まで実施したパブリックコメントにつきましては、13名の方から合計で56件の御意見をいただいているところでございます。内容の多くは、既存の公共交通や移動不便地域への交通サービスを導入することに関しまして、今後このようにしてほしいといった、御自身の移動に関する現状を踏まえた具体的な要望でございまして、内容も千差万別となっております。皆様が公共交通に高い関心を持っていただいていると感じております。市といたしましては、移動が不便な御自身の現状を改善するための貴重な御意見であることも考慮いたしまして、そのような御提案も参考としながら、将来に向けた持続可能な公共交通網の構築に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 様々な意見があつたという——パブコメにしてはかなり多い数字なのかなというふうに感じております。今回の公共計画の中でですけれども、公共交通関係団体の意向把握というところがありました——19ページから20ページなんですけど、これを読みますとかなり厳しいんですね。取手市が言っていました病院とか企業バスの利用とか、また学校バスの利用——一部、小堀でやられておりますけども、そういうことがかなり厳しいかなということがあるんですけども、この辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 染谷議員の御質問に答弁いたします。令和6年度の計画

策定の際の調査の中で、不足する運転手不足の対応の一つとして、病院や企業に対し、送迎バスへの一般の利用者の方が混乗できないのかということヒアリングを行っております。その結果としては、利用者トラブルの懸念や運行における安全性確保の課題、本来の送迎ダイヤに支障を来すおそれがあることなどを理由に、混乗の対応はできない旨の回答をいただいております。そのため住民の移動手段の確保につきましては、別の手法による対応が必要であると考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 「別の手法」とおっしゃいましたが、例えばどのような手法が考えられるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。今回の交通計画の策定の中で、まず既存の公共交通網としましては、鉄道・路線バス、またコミュニティバスなどがございます。これらにつきましては、どうしてもコミュニティバスでも対応できないような地域がございますので、そちらについては、それらの公共交通を補完するような手段ということで検討しております。例えばそれはデマンド型の交通であったりとか、あとはタクシー券など、そういったもののいろんな地域の事例がございますので、それらについて取手市の特性に合ったものを検討したところでございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今、たまたまデマンドが出たんですけども、デマンド交通ということで、取手市議会の建設経済常任委員会では、千葉県柏市、三重県菰野町、福岡県嘉麻市、山形県南陽市などを視察いたしました。その際、ほとんどのところは乗用車タイプのタクシーを使われておりました。3人から4人乗れるということなんですね。今の中で高齢者対策、あと障がい者の方の対策としまして、ワンボックスタイプの車両ですと、車椅子を乗せてもあと3人ぐらい乗車できますので、4名の乗車は確保できるということがあります。これを、もしデマンドを導入した場合、タクシー会社に購入しろというのは大変なことでございますので、その部分を福祉車両を、取手市で何らかの補助をしながら導入していただくと、かなり解決するのではないかと思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。どちらかといいますと福祉車両での対応ということになるかと思っております。こちらにつきましては、交通計画の中でも福祉との連携に関する部分だと思っております。今回、交通計画で整理をいたしました交通サービスごとの役割分担におきましては、福祉車両が必要となるような方に関しましては、福祉サービスによって移動手段を確保していくことを整理させていただいております。そのため、仮にデマンド型交通の実証実験などを行う場合には、自力乗車が可能な方を対象とした制度設計になるものと想定しております。また、交通事業者との協議の中で、タクシーの運転手も不足している状況にありまして、勤務形態も事業者によって様々であるという

ことから、デマンド型交通を導入する場合は、常に同じ運転手さんが担当することはできないと伺っておりますので、乗降の介助などのサービスを実施する場合も難しいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 車椅子の方を自動車に乗せるというのはそんなに難しい問題じゃなくできるので——私もやっていますので。タクシーの運転手なら幾らでも対応できるのかなと思っております。また、移送サービスへの支援ということにつきまして、今、取手市では幾つかの移送サービスをやっておりますけども、かなり厳しい状況——限界に達しているのかなということです。まず、今言っておりますように、担い手不足と高齢化とボランティア頼みの限界ということで、移送サービスの多くは地域のボランティアやNPOの善意によって支えられています。しかし、運転手の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が困難になっている状況です。やはり今は65歳までは普通に働きますので、ボランティアデビューが遅くなっているというのが非常に大きいのかなと。また、あと運転するのが、やはり奥様に反対されたとかという話は聞きますので、「あなた、ちょっと運転危ないんだからやめなさい」みたいな話もあって、なかなかやってくれる方が少ない。また、あと2種免許の壁というのがありまして、福祉の場合には特定の講習を受ければできるんですが、これ取手市、非常に頑張ってもらっていておりまして、たくさん補助を頂いておりまして安くできます。高い地域ですと、一緒に講習を受けた方が言ってたんですけど、千葉のほうだと2万5,000円とかかかるところがあるから取手に取りに来たと言っていたけど。その方、取手で何かやってくれればいいんだけどなと思いましたが。そういう事例もあるようですので、取手市は非常に頑張ってもらっているのかなと思っております。

また、あと移送サービスですと、予約の集中と利用ということがありまして、どうしても病院とかそういうものを優先してしまうので、例えばちょっと買物に行きたいとか遊びに行きたいという、生活の質を高めるための外出になかなか対応できないというのが現状で、私もボランティアやらせていただいておりますけど、本当に買物だけというのはほとんどないですね。本当の買物というのは生活必需品の買物——楽しむための買物というか、そこまでちょっと人手が割けないという状況になっております。また、一番の問題は車椅子ユーザーに対して、ほとんど対応ができない。公共のタクシーではできません。ましてや福祉タクシーを呼びますと、往復して——そうですね、4万円ぐらいかかっちゃうかな。本当に買物だけでもそのぐらいかかってしまうというような状況があります。今後、この移送サービスの支援をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 染谷議員の御質問に答弁させていただきます。まずは、先ほどおっしゃっていただきましたが、染谷議員におかれましては、移送サービスのドラ

イバーとしても日々ご尽力いただきまして、本市福祉行政へ多大なるお力添えをいただいていることに感謝申し上げます。ありがとうございます。先ほど議員のほうからもお話ございましたが、高齢者や障がい者の移動支援として、現在取手市におきましては、社会福祉法人3法人、NPO法人1法人の計4法人が、移送団体として道路運送法の登録を受け、移送サービスを実施しているところでございます。これらの団体におきましては、多くの移動困難者への移動支援に寄与していただき、令和6年度の実績におきましては、4団体合計で利用者数3,531人、延べ送迎回数で1万2,485回という報告を受けております。このような中、市におきましては、高齢者や障がい者等の財政的負担を軽減し、外出促進と閉じ籠もり防止を目的としまして、移送サービス、また民間タクシー利用料金の一部助成も行っております。移送団体を利用した場合、片道700円、民間タクシーを利用した場合には、初乗り分の500円を利用者に対し助成を行っております。また、移送団体に対しましては、介助費、送迎費として1回につき300円の助成を行うだけでなく、毎年、移送団体が所有する福祉車両に対して、車両点検費や車検に要する費用を助成することを補助することで、移送サービスの安全性の向上に努めるなどしております。しかしながら、今御説明差し上げたような現状に対しまして、現在、移送サービスが直面している課題として、各団体からはやはり運転者の高齢化、また後継者不足によりましてサービス提供を行う運転者の——運転手のドライバーの確保が大変難しくなっているということから、予約や配車などの運行管理に大変苦労されていると伺っております。移送サービスの運転者として活動するに当たっては、車両乗降時の介助や車椅子の取扱いを学ぶ、道路運送法に基づく講習を先ほど御紹介いただきましたが、受講する必要があります。取手市におきましては、取手市社会福祉協議会が毎年6月と11月に移送サービス運転——運転認定講習会を開催しておりまして、令和6年度には24名の方が受講され、そのうち6名の方が、移送団体への運転者として活動につなげることができておりますが、依然として運転者が不足している現状に対して市でも様々な手段を講じておりますが、なかなか充足できないという状況が続いております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 取手市、非常にいろいろやっていただいて感謝しております。やはり人材不足という部分がございます、そこは、最近ドライバーになる方は女性が多いんです、非常に。やっていただく方が多いんですけど、女性ですと、なかなか車椅子専用の車両がちょっとできないとかそういう場合があります、意外とうちの団体も車椅子の車両が常時動いてないというような状況があります。これが、人がいればそれは解消できるんですけども、今後この人の確保という部分が非常に難しくなるのかなど。またやはり車椅子の方だったり、歩行に10メートル、20メートルしか歩けない高齢者の方というのが外出できる機会というのを提供していかないと、本当どんどんどん悪くなってしまうと思いますので、ぜひともその辺をやっていけるようにしていきたいと思いますので、これ福祉部だけじゃなく、都市整備部のほうでもその辺を考えていただきたいな

というふうに思っております。これ終わりました、それと先ほどの教育委員会の件は後でしっかり報告をいただきたいな……

〔チャイム音〕

○19 番（染谷和博君） （続）というふうに思っておりますのでよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、染谷和博君の質問を終わります。
続いて、海東一弘君。

〔7 番 海東一弘君登壇〕

○7 番（海東一弘君） 創和会、海東一弘です。移住促進の取組と取手市の将来につきまして、質問いたします。移住促進におきましては、多くの自治体が非常に力を入れて取り組まれていることが認められます。様々な発想や創意工夫を凝らしまして、地理的な特性や特徴、強みが生かされました、その地域ならではの独創的な施策や事業等が展開されているように伺います。本市におきましても、重点施策の一つに位置づけていまして取組を進めておられます。

1 つ目の質問です。本市の移住促進に向けられました取組と効果につきましてお尋ねします。よろしくお願い申し上げます。

〔7 番 海東一弘君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。
政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 出番が午前中になろうとは、予想とちょっと違いましたが、海東議員の質問に答弁をさせていただきます。移住施策の目的と効果ということでございます。これはもう本当に全国的に人口が減少するという傾向にある中で、取手市も同様というところではございます。6 年前に策定をした、とりで未来創造プラン 2020、この計画の当初、市の人口は約 10 万 7,000 人というところでした。そのときの当時の人口推計では、2040 年——令和 22 年になりますが、このときになると取手市の人口が約 8 万 4,000 人まで減少するというような予測が出されておりました。そんな中、取手市では転出の抑制あるいは転入促進というような取組を行うことによって、この 2040 年の人口を 9 万人を維持しようという目標を立てたというところがございます。この目標は今も続いているという状況でございます。そうは言っても、2020 年から 40 年までの 20 年間で、1 万——9 万人までですので 1 万 7,000 人が減るという計算ですので、年間で 850 人ずつ減っていくというような計算にはなっているわけでございます。実際、自然増減——生まれてくる——毎年生まれてくる赤ちゃんの数とお亡くなりになられる方の数、これを比較していきますと、もうここ近年では大体、マイナス 800 から 900 人というような状況が続いていると。特に昨年——令和 7 年は、取手市始まって以来、1,000 人を超えまして、1,081 人が自然減というような数字になっているわけでございます。また、出生数も——生まれてくる赤ちゃんの数も、20 年前は約 800 人あったものが、今は 450 人程度まで減

っているというような自然増減の状況がございます。では、その2020年から2025年までの6年間、850人掛ける6年間で5,100人が減少したかというところを見ますと、実はこの6年間で取手市の人口は1,100人しか減っておりません。これは、外国人の出入りがかなり多いというところの影響も多少あるんですけども、ここ数年、ずっと日本人の転入超過が続いているということが、この人口減少への歯止めをかける大きな要因となっているというふうに認識をしております。こういった移住施策——転入の促進と転出の抑制というところに取り組むに当たって、今現在メインとしては、シティプロモーションですとか個人向けの補助金、そういったものを中心に取り組んでいるわけでございますけれども、こういった取組が、市長が掲げる「住み続けるほど好きになる街をつくる！！」というところにつながって、取手市にお住まいの皆様——転入だけではなくて、取手市にお住まいの皆様に住み続けていただくということで、市の活力や人口の維持につながっていけばという考えでいるところでございます。以上です。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。十分理解することができました。全国的に人口減少が叫ばれる中で、取手市におきましては、ただいまのお話では1,100人しかここ数年で減っていないと。その影には、恐らく様々な取組を進めていただきまして、1,100人というところでとどまっているんだらうと、そのように理解したところでございます。ありがとうございます。移住を促進するということは、当然のことながら多くの人たちに、ぜひ取手に来てほしい、移住してほしいと訴えていくことであります。そこにはアピールポイントや特徴など、その自治体の魅力というものが盛り込まれているものと考えます。

次の質問です。市のほうで考えられています取手の魅力というのはどのようなものでしょうか。私もおおむね検討はしておりますけれども、改めましてお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 海東議員の御質問に答弁をさせていただきます。移住を考えている方にとっての取手の魅力についての御質問かと思えます。取手の魅力は何かということ考えたとき、市民の方と市外に住んでる方とでは、同じ取手の魅力でも捉え方が変わってくるものと思えます。例えば、取手の魅力の一つとして、都心へのアクセスのよさがございます。都内に通勤している市民の方にとっては、取手駅始発の電車に座って通勤することが日常になってるかもしれませんが、市外に住んでいて都内に通勤している方には、魅力的に感じる要素でも考えております。市外の方に向けた移住促進につながる取手の魅力として、今お話しさせていただきました都心へのアクセスのよさのほかに、市街地と自然が絶妙に調和した子育てによい環境、住宅取得のしやすさなどがあると考えております。これらの取手の魅力をテーマにしたポスターの作成やシティプロモーションサイト特設ページの掲載、移住促進PR動画「とりで暮らし」の公開など、

これまで移住定住を強く意識した取組を進めてまいりました。今後も引き続き、取手の魅力や施策を市外の方に届けられるような取組を積極的に行い、移住定住先として取手市を選んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。詳細なところまで御説明いただきました。ありがとうございます。私も動画などを拝見しておりまして、とても素晴らしい出来栄えと、そのように感じておるところでございます。ただいま御説明いただきましたところも、取手の本当に大きな魅力だと思います。私は、ソフト的な部分、例えばですけども、職員の皆様方の御対応なども取手の魅力とっております。いつも懇切丁寧に心の籠もっている一生懸命さといいますか、とてもよい御対応などをされていると感じておりまして、地域の方からも、「この前市役所へ行ったら、よくやっていたいて」というお話を聞いております。この場をお借りしまして、改めまして感謝お礼を申し上げます。ありがとうございます。一生懸命さだけではなくて、様々な場面において気を遣っていただいて、本当に細やかなところまで御配慮いただいて、ありがたく、素晴らしいと感じておりますのと——とてもよい勉強をさせていただいております。そのようなところも取手の大きな魅力ではないかと思えます。移住されてこられます方がまず行かれるところというのは、役所に届出に、必要なものを提出に出かけるということと思えます。初めて来るような土地に期待や楽しみなどもある反面、慣れない土地で不安や緊張もあるのではないかと思います。そのようなときに、丁寧に、にこやかに対応されれば、取手に来てよかったなどと思っただけのものと考えます。先ほど申し上げました職員方の御対応をもってすれば、移住されてこられた方々も、取手に来てよかったと思っただけのことと考えております。

では次の質問です。本市が想定されています移住対象者層でございます。お一人でも多くの方に取手に移り住んでほしいということは、市のほうでもお考えになられていることと思えます。その中でも、市のほうで想定検討されています移住の中心になる階層別ではどのようなお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君） お答えいたします。一般的に引っ越し——要するに移動する方は、全世帯のうち、20代・30代でもう半数以上を占めます。それはその間に、就職・転職、それから結婚・出産、お子さんの小学校入学といった引っ越しのきっかけとなるライフイベントが多いという背景がございます。また、本市における移住元としましては、都市部では東京都や千葉県からの転入、それから近隣である龍ヶ崎市や守谷市、つくば市との行き来が多いという状況がございます。そういった状況を踏まえまして、千葉県や東京都にお住まいの若い方、子育て中の家族層を主な対象者層と捉えまして、本市の緑豊かな環境や保育・就学環境を魅力と捉えて、その方々のライフステージに応じて、これから結婚される方には結婚新生活支援の補助金を、お住まいを購入される方には住ま入る（スマイル）支援プランを使って定住をしていただく、といったメニューを複数ご用意し

まして、その方に合った形で御利用いただくということが、一つの理想形であると考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。十分理解することができました。ただいまの御答弁にもありましたが、特に移住の中心に想定している対象者層の方々はもとより、お一人でも1世帯でも多くの方々に取手に移住していただくためには、より一層の働きかけ——訴求していくことが必要になるものと考えます。

そこで、次の質問です。メディアを活用しました新しい事業の取組や検討などが、次年度に向けられまして進められています。新規事業ということで、予算説明書にもシティプロモーションや移住促進に幅広く活用できる取組と示されています。とてもわくわくするようなよい事業だなと思ひまして、期待を大きく膨らませているところでございます。現在予定されている、検討している内容など、お話ができる範囲で結構でございます。どのようなものでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 海東議員の御質問に御答弁いたします。メディアを活用した魅力発信といたしまして、テレビ番組などの各種メディアを活用して、市の魅力を全国的に広く発信する事業を考えております。令和7年度におきましては、令和7年9月27日に市民会館におきまして、テレビ番組「開運なんでも鑑定団」の人気コーナー、出張なんでも鑑定団の公開収録を行い、鑑定品や観覧の応募など、市内外から多くの反響をいただいたところでございます。令和8年度につきましては、全国放送テレビ番組「NHKのど自慢」の公開収録を市内で行う予定となっております。事前の出演者や観覧者の募集につきましては、幅広い周知を行い、放送前から機運を高めていきたいと考えているところでございます。また、有名タレントが出演するTOKYOMXの番組「ええじゃないか！！」という番組がございまして、こちらの自治体の魅力を紹介するコーナーがございまして、こちらに取手市を紹介する動画の制作と放映を考えております。番組の中では移住情報や移住者の声を取り上げていただき、首都圏の視聴者の方に取手の魅力を感じてもらえるような内容を予定しているところでございます。さらに、テレビ放映後につきましては、番組動画を二次利用という形で市のユーチューブやSNSでも配信を行い、シティプロモーションや移住促進につながるように幅広く活用し、市の魅力を市内外に届けられるよう考えております。今後も、全国的な認知度向上や移住定住を検討するきっかけづくりにつながるよう、メディアなどを含めた様々な機会を生かしてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） ただいまお話しいただきました——テレビ番組の内容をお話しいただきました。NHKのど自慢のほうは、既に市のホームページにも掲載されていますけれども、とても楽しみにしております、大いに盛り上がることと思ひます。メディアということになりますと、大変多くの関係関連先があると思ひますけれども、そちらの協議

などは順調に進められていることとは思いますが、その点はいかがでいかがでしょうかお尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課副参事、星 芳宏君。

○魅力とりで発信課副参事（星 芳宏君） 海東議員の御質問にお答えいたします。メディアを——メディアなどを活用した魅力発信事業につきまして、関連先などとの協議ということですが、令和8年度の予算にも関係するところもございますので、より具体的な協議につきましては、新年度に入ってからとなると思われまいます。いずれにしましても関連先との協議におきましては、漏れのないよう、一つずつ確実に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。理解することができました。予算が通ってというところでございます。引き続きまして御検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

では次です。広告塔の起用や発掘、育成につきまして質問いたします。現在本市では、取手市PR大使として、さくらまやさんにご尽力賜りまして、御活躍なされていらっしやいます。他の自治体に目を向けますと様々な取組をされているところがあります。ある自治体では、オーディションなどを自治体が主催しまして、その地域の市民芸人やフリーアナウンサーなどを発掘、育成しまして、あらゆるところでその自治体のPRなどを行っているような、そういう自治体もあります。またある自治体では、市長が人気漫才番組の大会に出場されまして話題になっています。本市におきましてもさらなる拡充ということで、ただいま申し上げましたような、例えば、中村市長におかれましては、テレビ番組やラジオ番組に積極的に御出演されたりですとか、市のほうで主催されました市民芸人などを発掘、育成、起用などいかがでしょうかという質問でございます。御検討など、こちらの点につきましてお尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課副参事、星 芳宏君。

○魅力とりで発信課副参事（星 芳宏君） 海東議員の御質問にお答えいたします。広告塔の機用、育成ということですが、市ではこれまで歌手のさくらまやさんに、令和3年9月から取手市PR大使として、様々なイベントステージやSNSなどでの写真、動画での出演、また、さくらさん御自身が出演されるテレビ番組などで積極的に取手市を——取手市のPRをしていただいているところがございます。さくらまやさん以外での広告塔ということにつきましては、市内の飲食店のグルメなどをインスタグラムで紹介している、地域インフルエンサーの方にも御協力いただいているところでもございます。また、シティープロモーションサイトでの取手市の魅力を投稿するコーナーにおきましては、昨年度創設いたしました、ほどよく絶妙とりでファンクラブの会員の方々を中心に、多くの市民の皆様からイベントや魅力スポットなど、写真や動画の投稿をいただいているところでもあります。それで取手市の魅力発信に協力していただいているという状況でもございます。新たな広告塔の起用ということにつきましては、現状では具体的に検討しているということとはございませんが、有名人、著名人など立場にとらわれず、多くの市民の皆さんも含め

まして、様々な形で取手の魅力を発信していただけるような方々の協力を得られるように今後していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。是非とも進めていただきたいと思います。ただいまのお話で、市民の皆様また職員の皆様方も、芸能関係に大変優れた方々がいらっしゃるのではないかなと思います。ぜひとも進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

では次に、交通機関を通したPR事業につきまして質問いたします。こちらも多くの方々に訴えかけることができまして、有効的な方策と考えます。本市におきましても取り組まれてきていると思いますけれども、まず、これまでの経緯や実績・成果につきましてお尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君） それでは、お答えいたします。交通機関との連携についてですけれども、JR東日本、松戸市・柏市・我孫子市との会議体や、JOBANアートライン協議会という沿線8つの自治体とJR東日本、東京藝術大学による協議会組織によって、様々な事業を展開しているところでございます。さきに申し上げました会議体につきましては、平成17年の4市による東京駅までの常磐線乗り入れについての要望書の提出をきっかけとしまして開催しているというものでございまして、その中でアートライン協議会も派生していったといういきさつがございまして、この会議体の中で、コロナ禍で落ち込んでいた旅客需要の掘り起こしという目的もございまして、JR東日本に御協力をいただき、幾つかのPR事業をさせていただいているところです。その一つとしまして、駅構内におけるPRイベントの開催がございまして、これまでの実績としまして、沿線自治体の特産品などの販売とPRを行う直産市、こちらを上野駅の構内で2回、それから物販はない形でのPRイベントという形を、品川駅構内で2回、それから日暮里駅で1回開催させていただきました。今年度開催しました日暮里駅におきましても、「るるぶ」などの冊子を700部程度配布することができまして、多くの鉄道利用者にとりましては、多くの鉄道利用者の方々にPRをさせていただく貴重な機会として、今後も継続していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。具体的なところをお示しいただきました。理解することができました。私もポスターを見たりですとか、そのようなパンフレットですとかを目にしたりしてきたわけなんですけれども、改めましてこれまでの取組など理解することができました。では、現在はどのように取り組まれていますでしょうか。また今後につきまして、御検討などはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原信吾君。

○政策推進課副参事（篠原慎吾君） お答えいたします。現在につきましても、先ほど申

し上げましたPRイベントの開催のほか、情報発信としまして駅構内のデジタルサイネージ、それからPRポスターの掲示を行っております。こちらは四季に合わせて題材の提供を行っております、ちょうどこれからは桜の時期ということで、今年は北浦川緑地公園の桜の様子を出しております。またその他の時期につきましても、夏は花火のPRを行ったり、通年で見ていただく体験していただけるような内容につきましても、PRを行っているところです。駅のデジタルサイネージにつきましても、ほかの広告もちょっと流れているということもございまして、少し待つことはあるんですけども、取手駅でもちょうど3月上旬から流れますので、ぜひ皆様におかれましても御覧いただければ幸いに思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ぜひとも拝見したいと思います。ありがとうございます。

では、次の羽田空港アクセス線、まだ仮名称ではありますが、現在工事などが進められています羽田空港への直結乗り入れ事業への要望についての質問でございます。2031年度の開業を目指しまして、高崎線や宇都宮線、常磐線方面から羽田空港へ乗換えなして直通乗り入れの新規路線工事が進められています。茨城県内の常磐線沿線の自治体と福島県の一部の自治体が、この直通乗り入れの要望などを出されているとの記事がありました。また、他の自治体もその近隣自治体や沿線自治体と連携を図るなどしまして、要望などがなされているという内容も目にしております。そこでですけれども、取手発着のダイヤ設定、取手始発羽田空港行き、羽田空港発取手終着の設定要望など、本市ではなされているかという質問でございます。JR東日本では、本路線の整備は、日本の国際競争力を高め社会的な貢献を果たすと同時に、当社大切な成長戦略として極めて重要なプロジェクトと公表されています。そのようなプロジェクトで実現された路線に取手発着の設定がなされれば、本市の知名度がさらに上がるだけでなく、ブランド力や魅力の向上、そして移住の促進に一層の弾みがつきまして、本市のさらなる発展に資するものと考えます。また、2031年度は、本市の大変重要な事業であります取手駅西口再開発事業の完成時期でありまして、本市のますますの活性化が大いにわき立ちまして、移住希望者の飛躍的な増加に期待できるところと考えます。常磐線方面からの羽田空港新路線乗り入れの取手発着の設定におきまして、本市の状況はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君） それでは、お答えいたします。JR東日本では、羽田空港アクセス線の開業に向けました工事が進められておりまして、完成しますと東京駅から約18分で到着することが見込まれております。この羽田空港アクセス線にダイレクトに乗り入れが可能となる宇都宮線・高崎線・常磐線と――端的に言えば、東京駅より北側からアクセスするユーザーにとっては非常に便利になるというものでございます。どの列車を羽田空港アクセス線に乗り入れるかということにつきましても、JRの経営判断ということになりますが、市としましても機会を見まして、取手市民の方々にとって便利な形と

なるよう、お話をしていければなと考えているところです。以上です。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ぜひとも進めていただきたいと思います。常磐線方面からの乗り入れは、既にJR東日本のほうでも検討されているようですけれども。県北方面から走ってくる電車に取手市民の方も乗れば、そのまま羽田空港にダイレクトに行けるということでもありますけれども、ぜひとも取手発着のところは、ここは非常に強く申入れですとか、要望をしていただきたいと思います。この取手行き——取手発が設定されることによりまして、本当に取手のブランド力といいますか、魅力が一気に上がるのではないかなと思います。よくテレビとか見てますと、終着駅シリーズなどと、そういうテレビ番組もやっていますけれども、終着駅には何があるのかという、そういう番組であったりですとか、そういったところにも取り上げていただけるのかなということ。やはり、羽田空港に「取手」の文字が表示されれば、取手の知名度というところもこれまで以上に大きく膨らんでいくのではないかなと、そのように感じておりまして、ぜひとも羽田空港新路線の取手発着の設定の要望などを、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

それでは最後でございます。移住促進の取組を進めていきまして、その効果によりまして本市の10年後の将来につきまして、どのようにお考えになられていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原慎吾。

○政策推進課長（篠原慎吾君） それではお答えいたします。本市は社会増減において7年連続のプラス傾向、特にここ近年では、数百人単位でのプラスとなっているということで、とりで未来創造プラン2020を策定したときに掲げました目標人口に対し、大きく上振れした数字を維持することができております。今後もこの転入超過の数字をしっかりと保っていきたいと考えておりますが、一方で年代別で見ますと、20代前半につきましては転出者数が多いという状況もございます。本市に住んでいる方に望んで残っていただけるよう、就職しても取手市に住み続けたい、結婚しても取手市に住み続けたい、そのように感じていただけるように鋭意取り組んでまいりたいと考えてございます。本市は始発駅があるということもあり、通勤通学等の利便性に比較的恵まれた自治体ではございますが、これを存分に生かして、そして内外に伝わるプロモーションも引き続き注力してまいりまして、人口維持を高いレベルで実現できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。十分理解することができました。本市の移住促進に向けられました様々な取組を質問させていただきまして、御答弁をいただきました。ありがとうございます。今お話がありましたように、人口減少が全国的に叫ばれる中で、どうにか食い止めようという部長の最初のお話がありましたけれども、私たちもできる限り、移住を考えている人たちに、取手はいい町だよということをお話ししていくことが一番のところかなというふうに考えておりますのと、ぜひ、先ほど御答弁いただきました内容の

ほうを、いつも真摯に向き合って御対応していただいているところには大変感謝をいたしております。本当にありがたいと思います。また、中村市長が掲げていらっしゃる「住み続けるほど好きになる街をつくる！！」、これもやはり移住があって、その上でいい町だということが分かっていたのであれば、中村市長が掲げるそういったところにもつながっていくのかなど、そのように考えております。今後とも、ぜひとも、私たちも頑張っていきたいと思うんですけれども、ぜひとも引き続きましてよろしくお願いを申し上げます。御答弁、御対応、誠にありがとうございました。以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、海東一弘君の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

午前 11 時 55 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、久保田真澄さん。

〔9 番 久保田真澄君登壇〕

○9 番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。今回の一般質問は、介護人材確保の取組について、文化芸術についての2点について行います。2025年問題を迎え、団塊の世代が後期高齢者となり、急速な要介護者の増加により深刻な介護人材の不足、介護サービスの縮小、必要な支援を受けられない介護難民の増加が懸念されます。また、認知症患者が増加傾向にあること、高齢者の単身世帯が増えていることから、高度化・多様化するニーズに応えるために人材を確保することは喫緊の課題と捉え、以下の取組について提案させていただきます。

介護事業所と有償ボランティアをインターネット上でつなぐマッチングサービス「スケッター」事業です。食事の配膳やレクリエーションなど、介護資格が不要な業務を地域住民が有償ボランティア「スケッター」として担うことで介護現場の負担軽減につなげる同事業の特徴は、登録者の目的がお金を稼ぐことではなく、ボランティアとして人の役に立つことである点で、登録者全員が介護・福祉に関心があるため、福祉人材の発掘につながっています。昨年11月末で、全国の介護事業所約1,000か所、登録者約1万人がスケッターとして活躍しており、その7割が未経験者です。年齢層は16歳から80歳代と幅が広く、6割が20代から30代ということです。このスケッター事業についてお聞きします。

〔9 番 久保田真澄君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの久保田議員の御質問に答弁させていただきます。少子高齢化率の増加によりまして、介護人材不足——先ほど議員からも御紹介いただきましたが、深刻化してくる様相を呈しております。厚生労働省によりますと、2026年

には約 25 万人、2040 年には約 57 万人の介護職員を確保する必要があると推測されております。将来的に要介護また要支援の認定者は、2035 年までは大きく増加していき、2040 年にピークを迎えるといわれております。先ほど議員から御紹介いただきました有償ボランティア「スケッター事業」につきましては、当市においても把握しております。事業内容といたしましては、先ほども御紹介ありましたが、民間企業が希望者と介護保険サービス事業所や施設をマッチングしボランティア活動を支援するものとなっており、この事業の大きな特徴として、介護の資格のない方でも短時間でもボランティア活動が行えるという点が挙げられております。また、この事業におきましては、全国で 18 自治体が連携協定や委託契約を結び、地域事業者の利用促進の普及を図っているというところも確認のほうをしております。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） 取手市において、昨年、ちいすけイバラキ・介護助手養成講座を実施したと伺いましたけれども、それはどのようなものだったのでしょうか、お聞きします。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。当市におきまして、昨年度、茨城県社会福祉協議会が実施している、ちいすけイバラキ・介護助手養成講座を、取手市社会福祉協議会と合同で開催をしました。この講座は、専門資格を有する講師からの介護助手養成講座を実施する点が、スケッター事業との大きな違いとして挙げられます。受講後に希望者は茨城県福祉人材センターに登録し、介護保険サービスの登録事業所・登録施設とマッチングを行い、就労することになります。昨年度の実績としましては、募集定員 20 名に対して参加者が 23 名、うち 13 名が登録し、現在も 4 名の方が活躍中と把握しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） 御説明ありがとうございます。ただいま参加者 23 名のうち、4 名が実際お仕事として活躍されているということで、確かな成果が得られていると思えました。今私が御紹介したスケッター事業、また、今お聞きした、ちいすけイバラキの県の事業、この 2 つの事業に対して、今後市としての導入のお考えをお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。当市としましては、議員から御紹介いただいたスケッターは、短時間もしくは短期間でのスポット的に働くことができること、ちいすけイバラキは、講座受講による認知症の理解や介護保険制度の知識を習得した上で長期間の就労ができる点が、それぞれの事業の特席——特色だと認識しております。しかしながら、ちいすけイバラキに昨年度参画したばかりのため、就労希望者と施設にどのようなニーズがあるのか把握できておりません。今後も関係機関や介護事業者等と情報共有する中で、就労希望者と施設双方にとってよりよい介護現場の実現、介護人

材不足の対処に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今後も、また介護人材の支援を引き続きお願いします。

続いて、ケアマネジャーの確保の取組についてお伺いいたします。市民の方から、介護について御相談を受けるときに、ケアマネジャーはどこに当たればいいのか。また、ケアマネジャーの人数は足りているのかを聞かれます。そこでお尋ねします。市としてケアマネジャーの人数を把握しているのか。把握しているのであれば、何人かを伺います。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。ケアマネジャーの現在の取手市においては、令和7年12月1日現在で——12月1日時点で、ケアマネジャーを配置する居宅介護支援事業所は33事業所で、ここ数年横ばいとなっております。ケアマネジャーの人数に関しては多少の変動はありますが、現在90人弱となっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ケアマネジャーの人数が90人弱いるということで、ちょっと思っていたよりも多いという実感がしました。また、そしたらケアマネジャーは紹介してもらえんと思っっている方がいらっしゃいますけれども、実際は自分で探すということですが、それはどのようにして探すのかお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えいたします。介護保険制度を利用する場合は、契約が基本にあります。ケアマネジャーやサービス事業所などを選び、契約が必要となります。ケアマネジャーの探し方・選び方が分からず戸惑う場合もありますが、利用者本人や家族等が選ぶことが基本となっております。窓口において、介護保険申請の際や認定決定後にサービスを利用する際には、ケアマネジャーを選ぶ必要があります。市内の居宅介護支援事業所一覧というのを高齢福祉課のほうで作成しておりますので、そちらを基に選んでいただくという御説明をさせていただいてます。しかし、どう選べばよいか分からないと相談されることも多く、本人や家族がケアマネジャーを自分たちで探すことが可能か、サービス利用の緊急性など、生活環境や家族環境などを考慮し支援を行っています。高齢福祉課の窓口でも相談は受け付けておりますが、初めての介護サービスの利用のため、どのように事業所を選べばよいか分からず、自力で探すのが難しい等の場合は、地域包括支援センターでも相談は受け付けており、必要な支援を行っています。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ケアマネジャーも課題を抱えていて、ケアマネジャーの高齢化、本来の業務以外のシャドウワークの増大、資格更新時の負担が大きいことなどが挙げられます。そこで、更新時の負担軽減ということで、介護支援専門員研修受講料補助金という事業がありますけれども、これについて市はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齡福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。厚生労働省は、ケアマネジャー不足に対する処遇改善や労働環境の改善を検討しています。厚生労働省により令和7年12月25日に、令和7年度介護保険事業費補助金実施要綱が定められ、令和7年12月16日から適用する旨の通知が出されました。介護職員は最大月額1万9,000円、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護居宅支援事業所については月額1万円相当を補助する制度です。申請窓口は茨城県となっており、補助金を受けるには幾つかの取組を行う必要があります。専用のコールセンターや個別相談支援も行っています。また、令和7年11月21日閣議決定において、令和9年度介護保険報酬を待たず、介護改善加算の対象外だった訪問介護、訪問リハビリ、居宅介護支援などに処遇改善加算を新設するとされ、処遇改善加算を取得している事業所が加算の対象となっております。研修受講料補助金の導入につきましては、引き続き国の動向や市町村の導入状況、さらに実施自治体での効果などにも注目しながら調査研究をしてまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 高齢化の進展に伴いケアマネの需要は高まっている一方、資格保有者の約4割に当たる、およそ12万5,000人の方がその業務に就いていない潜在ケアマネであることが、2025年12月の調査で判明しました。滋賀県長浜市において、潜在介護専門人材再就職支援事業補助金というものを行っております。取手市としては、こういった補助金の導入はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 議員より御紹介いただきました、長浜市で実施している補助金については、当市においても把握はしております。長浜市での主な支給要件・金額は、市内在住者で市内介護事業所で就労している人に対し、1人10万円を支給するという仕組みとなっていると把握しております。このようなものに対しまして茨城県におきましては、茨城県社会福祉協議会におきまして、離職介護人材再就職準備金貸付事業というものを実施していると聞いております。これは、茨城県内の介護保険サービス事業所・施設等へ再就職した方に対して、最大40万円を貸付けする制度となっております。また、2年間従事した場合には、貸付金の返還が免除となる制度です。当市におきましても潜在介護専門人材が一定数いることは把握しておりますが、現時点において市単独での補助金の検討は行っておりません。必要に応じて、ただいま御紹介いたしました茨城県社会福祉協議会の貸付け事業を周知・案内していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。今度はケアマネジャーの離職や業務負担増の大きな要因となっているシャドウワークに対する取手市の取組について、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 高齡福祉課長、井橋久美子さん。

○高齡福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。ケアマネジャーの9割近くが、利用者の生活に必要なが無報酬となる仕事——いわゆるシャドウワークに取り

組んでいるといわれております。シャドウワークの要因の1つに、独居や高齢者世帯の増加が挙げられます。2027年の制度改正をめぐる協議を重ねている厚生労働省の審議会においても、ケアマネジャーのシャドウワークをどう減らすのかの対応力強化を取り上げています。取手市では、シャドウワーク等の課題を抱えるケアマネジャーへの支援として、地域包括支援センターなどの関係機関が、専門家を交えたケース会議などを開催するなどの支援を行い、シャドウワークが起きないような対応をしております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 他の自治体では、利用者家族向けにできること・できないことを明記した啓発チラシ、またはリーフレットを作成・配布していますが、そういったものの活用についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。他市で、行政と介護支援専門員協議会などによるケアマネジャーシャドウワーク啓発チラシを作成しているのを確認しています。取手市にも介護支援専門員連絡協議会があり、ふだんより連携を密に行い、情報共有も行っています。ケアマネジャーシャドウワーク啓発チラシの作成については、他市を参考に介護支援専門員連絡協議会などの関係機関と協議を行ってまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 2025年を過ぎ、医療・福祉需要がピークを迎えています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護人材の取組について、これからもどうぞよろしく願いいたします。以上でこの質問は終わります。

続きまして、文化芸術について。東京藝大を擁する取手市は、アートのまち取手として様々な文化芸術の取組を展開しています。今回はその中でも、書道についてをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 書道についてという御質問でございますが、市では、取手美術作家展、あるいは取手市民美術展、また文化祭、また、そのほか市民ギャラリーですとか公民館まつりといったところで、作家の皆さんや市民の皆さんの作品の発表、またはそれを鑑賞するというような場を等しく提供しているという状況でございます。特に書道に関してということにつきましては、担当より御答弁させていただきたいと思っております。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） それでは、政策推進部次長、飯山貴与子さん。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） お答えいたします。部長の答弁にございました取手美術作家展は、団体会員42名中5名の方が書の先生です。本年度で50回を数えた取手美術作家展は、第1回目の郷土作家展から書家が参画し、書においても、市の文化芸術振興

を長く支えていただいております。同じく、取手市民美術展は7つの部門がある公募展ですが、書はその1つに位置づけられており、今年度は高校生からの出品が受賞するなど、将来が楽しみでもあります。また、取手市立小中学校児童生徒からの選抜展である取手市民美術展第3部や、市内の全ての全日制高等学校が参加する高校生の芸術祭典である取手スクールアートフェスティバルには、多くの書の作品が展示されます。これらの発表・鑑賞の場のほか、市営のギャラリーを御利用いただき、それぞれのプランで展示会を開催することができます。書の1例といたしましては、県南地区の書家が集まる書道団体が、利便性がよい取手アートギャラリーを利用して、市内外から集まる鑑賞者に秀逸な書の作品を御披露いただいております。この団体は、アートギャラリーオープン当初から御利用いただいております。来月3月にも開催が予定されているところです。市としましては、現行の取組を大切に、引き続き、市民の皆様が日本の伝統文化である書道に親しみを持てる環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 詳細な御答弁ありがとうございます。我が家の子どもも、幼い頃、近くの書道教室へ通っていて、文字を書くことに慣れ親しんでいましたが、今はデジタル化の時代で、文字は入力するものになろうとしています。御答弁にもありましたように、市内で書道が取り上げられていることは、改めて日本文化の発信にもつながることにもなります。引き続きの取組をお願いいたします。

最後に、臨床美術についてです。臨床美術とは、独自のアートプログラムに沿って絵画やオブジェを創作することで、五感を刺激し、脳の活性化や心の開放を促し、認知症予防にも効果を上げるものと期待されております。こういった事業についてのお考えをお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 政策推進部次長、飯山貴与子さん。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） お答えいたします。絵や工芸の創作を通じて認知症の予防・維持改善につなげる、臨床美術という取組があることは伺っております。しかしながら、取手市といたしましては、現在、明確に認知症予防への取組を目的とした文化芸術は行ってございません。なお、認知症予防を特定の目的としたものではございませんが、東京藝術大学が国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の共創の場形成支援プログラムにより進める事業、共生社会をつくるアートコミュニケーション共創拠点に、取手市は令和4年から参画しております。この事業は産・学・官・民が連携し、2030年以降の超高齢社会を見据えた本拠点として、東京藝術大学がJSTに申請し採択されたものです。事業内容は、高齢者が望まない孤独・孤立に陥らないために、アートを介した新しいコミュニティの形成を市民参加のもと推進するもので、取手市においてはこれまでも、たいけん美術場VIVA（ビバ）等において、フォーラムやセミナー、ワークショップなどが開催され、関わりを持っているところです。このように芸術を介したことで、認知症予防にもつなげていきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 認知症予防に限らず、高齢者福祉に寄与する文化芸術事業で市として取り組んでいるものはあるのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 文化芸術課副参事、矢部晃一郎君。

○文化芸術課副参事（矢部晃一郎君） お答えいたします。高齢者福祉に資する文化芸術というお尋ねかと思えます。取手市としましては、対象者を高齢の方に限ったものではありませんが、取手美術作家展の展示鑑賞は、高齢者にも心豊かな市民生活の一助になると思っております。取手市民美術展や取手市市民ギャラリーなどにより、高齢の方が創作された作品を出展したり、展示したりすることができる機会を提供しております。また、コロナ禍対策として始めました、とりでオンライン美術館、とりでバーチャル美術館は、現地に行かずして美術作品を鑑賞できるもので、様々な理由により外出ができない方でも楽しむことができます。作品鑑賞により高齢の方の生活に潤いをもたらすことが期待できるほか、外出することに問題がなくなったら、現物の作品の鑑賞を目標に持っていれば、生活に張り合いが生まれ、健康増進にも役立つのではないかと期待しているところです。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 私も今回改めてとりでオンライン美術館、とりでバーチャル美術館を拝見いたしました。家にいながらにして作品が見られるのは、高齢者の方のみならず、市民にとってすばらしい事業だと思えました。文化芸術は生きる力を育み、地域や人をつなぐ力があります。これからもアートのまち取手にふさわしい発展を期待しております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、久保田真澄さんの質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 1時25分散会